

医療法人等の所得金額計算書

事業年度	法人名
・ ・ から	
・ ・ まで	

総所得金額	①	円
土地譲渡益等	②	円
その他の事業の所得金額	③	円
社会保険分の所得金額の算定の基礎となる所得金額	④=①-②-③	円
あん分比率	⑤ 下表より	
社会保険分の所得金額	⑥=④×⑤	円
当期分の課税所得金額	⑦=①-⑥	円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額	⑧	円
課税標準となる所得金額	⑨=⑦-⑧	円

計算の基礎とする収入金額の計算（あん分比率の算定）

（単位：円）

社会 保 険 分 の 医 療 収 入 金 額	健康保険法		労働者災害補償保険法	⑩		
	国民健康保険法		生活保護法 介護扶助（課税）	⑪		
	高齢者の医療の確保に関する法律		介護保険法（課税）	⑫		
	船員保険法		健康診断・予防注射等受託医療収入	⑬		
	国家公務員共済組合法		自費診療収入	⑭		
	防衛省の職員の給与等に関する法律		入院料・ベッド代差額収入	⑮		
	地方公務員等共済組合法		⑩～⑮以外の医療収入	⑯		
	私立学校教職員共済法		患者、付添人食事代収入	⑰		
	戦傷病者特別援護法		健康診断等証明収入	⑱		
	母子保健法		受託技工・検査料等収入	⑲		
	児童福祉法		嘱託収入	⑳		
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		利子等及び配当等収入	㉑		
	生活保護法	医療扶助・出産扶助	その他の収入金額	電話、電気、ガス、テレビ 寝具等使用料収入	㉒	
		介護扶助（非課税）		生産品等販売・不用売却収入	㉓	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			その他の付随収入	㉔	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律					
	麻薬及び向精神薬取締法					
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律					
	介護保険法（非課税）			その他の事業収入 （医療保健業の所得に含めて計算する場合）		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			計	イ	
	難病の患者に対する医療等に関する法律			医療保健業の総収入金額 （ア+イ）	ウ	
	査定損益額					
				あん分比率 ア/ウ （小数点第6位以下に端数が生じた場合はこれを切り上げます。）		
計	ア					

上 含 め の な い 収 入 金 入 額 に 額	従業員の社宅、寮等の使用料及び食事代収入		
	公共団体等からの補助金		
	国税及び地方税の還付金、充当金及び過誤納金（還付加算金を除く。）		
	経費の戻入として認められる収入金額	償却資産の売却収入（取得価額を超えない部分に限る。）	
		保険解約・満期戻戻金（運用益部分を除く。）	
	各種引当金及び準備金の戻入額（繰戻額）	その他	
計			